

## (6) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥取県旅館業法施行条例等の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

平成27年11月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県旅館業法施行条例等の一部を改正する条例

（鳥取県旅館業法施行条例の一部改正）

第1条 鳥取県旅館業法施行条例（昭和33年鳥取県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(清純な施設環境を保持すべき施設) 第2条 法第3条第3項第3号（法第3条の2第2項及び法第3条の3第3項において準用する場合を含む。）の条例で定める施設は、	(清純な施設環境を保持すべき施設) 第2条 法第3条第3項第3号（法第3条の2第2項及び法第3条の3第3項において準用する場合を含む。）の条例で定める施設は、

次に掲げるものとする。

(1)～(4) 略

(5) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設

(6) 略

2 略

次に掲げるものとする。

(1)～(4) 略

(5) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の6第3項に規定する公共職業能力開発施設

(6) 略

2 略

（鳥取県立産業人材育成センター条例の一部改正）

第2条 鳥取県立産業人材育成センター条例（昭和44年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（職業能力開発校の位置及び名称等）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 センターの行う職業訓練の訓練課程は、普通課程及び短期課程とする。この場合において、第4条第2項に規定する職業訓練のうち知事が適切と認めるものについては、<u>法第15条の7第3項</u>の規定により、センターの行う職業訓練とみなす。</p>	<p>（職業能力開発校の位置及び名称等）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 センターの行う職業訓練の訓練課程は、普通課程及び短期課程とする。この場合において、第4条第2項に規定する職業訓練のうち知事が適切と認めるものについては、<u>法第15条の6第3項</u>の規定により、センターの行う職業訓練とみなす。</p>

(センター以外の施設で行うことができる職業訓練)

第4条 法第15条の7第1項ただし書の条例で定める職業訓練は、短期課程に準ずる職業訓練とする。

2 法第15条の7第3項の条例で定める職業訓練は、センター以外の施設により行うことが迅速かつ効果的な職業訓練とする。

(センター以外の施設で行うことができる職業訓練)

第4条 法第15条の6第1項ただし書の条例で定める職業訓練は、短期課程に準ずる職業訓練とする。

2 法第15条の6第3項の条例で定める職業訓練は、センター以外の施設により行うことが迅速かつ効果的な職業訓練とする。

(鳥取県福祉のまちづくり条例の一部改正)

第3条 鳥取県福祉のまちづくり条例(平成20年鳥取県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(特別特定建築物の追加)</p> <p>第13条 法第14条第3項の条例で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 自動車教習所又は職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の7第1項各号に掲げる施設(以下「自動車教習所等」という。)</p>	<p>(特別特定建築物の追加)</p> <p>第13条 法第14条第3項の条例で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 自動車教習所又は職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の6第1項各号に掲げる施設(以下「自動車教習所等」という。)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。